



F No. 0・2・4 (丙)
平成26年12月16日

様

秦野市長 古 谷 義 幸

「秦野市公共施設再配置計画についての意見書」について
(回答)

師走の候 貴殿におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成26年12月4日付けで貴殿から提出されました「公共施設再配置計画についての意見書」につきまして、次のとおり回答いたします。

今後も、本市の市政運営に当たり、多大なる御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

〔 事務担当は、公共施設再配置推進課です。
電話 82-5122 (直通) 〕

(1) 再配置に関わる費用の負担（現公民館利用者の負担分）について

公共施設整備基金は、「秦野市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例」に位置づけられていますが、その設置の発端は、いわゆる「開発行為」等に付随して事業者が公園等を整備しなければならない場合において、それに代え、「協力金」の申出を受けた場合（「秦野市まちづくり条例施行規則」に規定）に、その資金を市が適切に管理し、公園等を整備するために設けられたものです。

公共施設再配置計画においては、計画の進行によって生じた効果額を基金に積み立てることとしていますが、現時点では、平成 24 年度に保健福祉センターへ誘致した郵便局からの賃料収入（年間約 200 万円）を積み立てるしかなく、単独の基金を設置するためには原資が少ないため、既存の基金である「公共施設整備基金」への暫定的な積立を行っています。今後、原資の額を見極めながら、単独の基金の設置について検討してまいります。

今回策定した「公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」による使用料収入増加分は、現在の管理運営費に充て、一部を基金に積み立てますが、老朽化が一斉に進行する中では、計画的な維持補修に充てていくことで精一杯であると思われまます。複合施設整備や将来の他の施設の建替え費用と関連するものではありません。

(2) 減価償却費について

① 「減価償却費」を含めたトータルコストについて

使用料の算定で用いている減価償却費は、定額法で算定していません。

② 市の会計と「減価償却費」について

御指摘のとおり、減価償却という考え方は、従来は税法上の概念であり、これまでの行政にはないものでしたが、新たな公会計制度として、自治体でも企業会計に倣った会計制度の導入、会計基準の見直しを図っており、全国的に行政コストをとらえるための計算書には、減価償却費を入れることが進んでいます。

③減価償却費相当分の基金への繰り入れについて

今回策定した方針における施設使用料の算定基準額に「減価償却費」を加えたことは、公共施設の老朽化への対応という意味を持っています。施設自体の更新以外にも、大規模な修繕等にかかる費用を利用者にも負担していただくことが求められますが、工事費や修繕費などは、年度による差が大きく、施設使用料の算定基準額に加えることは適さないことから、一定額である「減価償却費」を用いることとしたものです。したがって、「取得にかかった費用をその効果が及ぶ期間にわたり配分して計上する」という本来の概念とは必ずしも一致しません。

④公共施設整備基金と減価償却分の積み立てについて

先述の回答のとおり、「公共施設整備基金」は、必ずしも、公共施設再配置計画による効果額を積み立てるものとなっていないため、早期に基金を創設できるよう、準備を進めていきたいと考えます。また、それまでの間は、基金の運用について注意を払っていきたいと考えています。

施設の「機能の維持」について、公共施設再配置計画では、「ハコと機能の分離」を掲げ、現在の公共施設の部屋数や面積を維持するのではなく、残すことのできる面積の中で、公共施設の機能、すなわち、役割を維持していくことを重視しています。御指摘の「面積、部屋数等」は、その面積や部屋数を確保しなければ必ずしも「機能」を維持できないということではないため、現時点ですべての施設について明示できる内容ではないと考えます。